

百舌鳥古墳群周辺地域の景観保全について

2 取組み状況について

(1) 百舌鳥古墳群周辺景観地区の認定申請等

「百舌鳥古墳群周辺景観地区」内において建築物の建築等を行う場合に、堺市景観条例に基づく「景観地区における事前協議」と景観法に基づく「認定申請」が必要。事前協議においては、大規模建築物等の届出制度と同様に、専門家による景観協議を行う。

	資産近傍	資産近傍以外の地域
戸建住宅	22	0
共同住宅	3	6
その他（病院、事務所等）	3	4
合計	28	10

※平成 28 年 1 月 4 日～9 月 30 日までの申請件数実績

(2) 百舌鳥古墳群周辺地域の屋外広告物適正化に関する取組み状況

1) 屋外広告物の許可基準等の変更に関する周知啓発

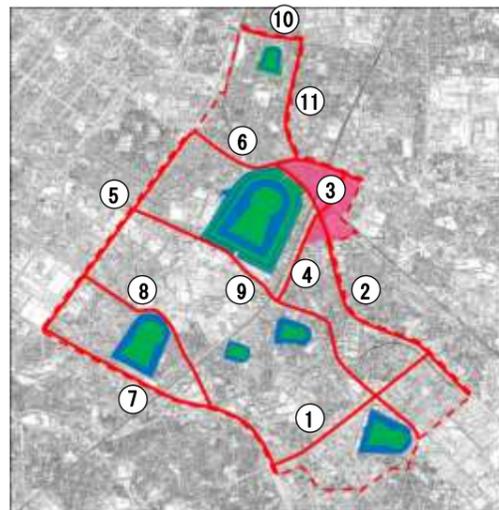
百舌鳥古墳群周辺地域内の屋外広告物の適正化及び条例改正による許可基準等の変更についての周知啓発を実施。

【取組み状況】

平成 27 年 9 月 ○主要幹線道路沿道にある全ての店舗等に対して戸別にチラシを配り、周知啓発を実施（約 1,100 件）

10～12 月 ○既存不適格広告物について、関係する店舗に対し、重ねて周知したほか、資料送付による企業等への周知啓発を実施（約 930 件）

平成 27 年 12～2 月 ○百舌鳥古墳群周辺地域を含む市全域の許可基準の変更について、全申請者及び屋外広告業団体等に対し、リーフレット送付による周知啓発を実施（720 件、8 団体）



- ①ときはま線
- ②国道 310 号
- ③三国ヶ丘駅周辺（商業・近隣商業地域）
- ④三国ヶ丘百舌鳥線
- ⑤大阪和泉南線
- ⑥大阪中央環状線
- ⑦堺狭山線（泉北 1 号線）
- ⑧堺かつらぎ線
- ⑨深井畑山宿院線
- ⑩堺大和高田線
- ⑪今池三国ヶ丘線

2) 堺市屋外広告物適正化促進事業補助金制度

1. 既存不適格広告物早期適正化に向けた補助金制度の創設

百舌鳥古墳群周辺地域内において、適法に掲出している屋外広告物のうち、新たな基準に適合しなくなる広告物（既存不適格広告物）について、その撤去又は改修（撤去を伴う新設を含む）に係る費用の一部を予算の範囲内において補助。

【実施期間】 H28 年度～H30 年度

【対象範囲】 百舌鳥古墳群周辺地域内

【制度利用の条件】 以下のいずれにも該当するもの

- ①百舌鳥古墳群周辺地域内の既存不適格広告物
- ②対象とする広告物について、屋上広告物の撤去又は自立広告物の撤去若しくは改修であること
- ③良質な意匠とするなど、周辺の景観に調和するものであること

【補助内容】

区分		補助率	補助金の上限額（1 基あたり）
屋上広告物	撤去	1/2	200 万円
	改修	1/2	10 万円
自立広告物	撤去	1/2	20 万円
	改修	1/2	10 万円

（参考）経過措置

改正条例施行後、最初の更新許可申請は可能とし、既存不適格となる広告物は、その更新許可の期間内（許可期間：3 年間）に新基準に適合させなければならない。ただし、改修、移転又は除却が容易でない場合で、その期間内に改修計画書が提出され、理由や是正期限等が相当と認められる場合は、引き続き更新することができる。

2. 補助金制度の案内及び早期適正化に向けた周知啓発

【取組み状況】

■全体周知

平成 28 年 5 月 百舌鳥古墳群周辺地域内の補助対象となる既存不適格広告物を掲出している全ての申請者に対して制度の案内を送付（約 100 件）

■個別周知・啓発

百舌鳥古墳群周辺地域内の補助対象となる既存不適格広告物を有する全ての店舗に対して個別に周知啓発を実施（約 100 件）

平成 28 年 6～8 月 ○現地での直接案内及び啓発を実施（約 70 件）

9 月 ○屋外広告物適正化旬間に合わせた現地での直接案内（2 回目を含む）を実施（約 35 件）

○企業への電話での確認、啓発を実施（約 50 件）